

令和3年度 練馬区立南が丘中学校 学校経営計画

練馬区立南が丘中学校
校長 宮田 健史

1 目指す教育

練馬区立南が丘中学校は新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人間を育てる。そのためには、知性を磨き個性を伸ばす教育を推進することが必要である。学校は子供のためにある。公立学校としての責務を果たすために、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を実践し心豊かでたくましい人間を育てる。

教育目標

- (知) 進んで学び、深く考え積極的に行動する人
- (徳) 思いやりの心を持ち、互いに協力する人
- (体) 心身ともに健康で創造力のある人

2 目指す生徒像・学校像・教職員像

- 生徒像 「自分で考え行動し、実践に責任をもてる生徒」
- 学校像 「学校にかかわるすべての人が自己実現できる学校」
- 教職員像 「教育公務員としての自覚を持ち、絶えず研修・研鑽に努められる教職員」
「学びの楽しさと知識や技術を
具体的にわかりやすく活用できるよう伝える教職員」

3 [中・長期的な目標・方策]

- (1) 人権意識を高め、生命を尊重する教育実践を推進する。
- (2) 学習指導要領の趣旨をふまえ、授業改善を推進し、確かな学力の向上を図る。
- (3) 「確かな学力・生きる力」を育成するために、教員の授業力の向上を推進する。
- (4) 豊かな心を育て、より良い人間関係作りを行う。
- (5) 食事・運動・睡眠などの基本的な習慣を自ら整え、体力の増進や健康であろうとする意識を高める。
- (6) 学校行事等を通して、達成感・成就感を享受することで自己肯定感を高め、心とからだを鍛える。
- (7) 特別支援教育の充実をさらに図り、通常学級・固定学級との交流・共同学習を実施する。
- (8) 小中一貫教育による「つなぐ・そろえる・つらぬく」9年間義務教育を構築する。
- (9) 学校を開き、保護者・地域から「信頼され・期待される学校」をめざした学校運営を行う。

4 令和3年度の達成目標と具体的方策

(1) 人権意識を高め、生命を尊重する教育実践を推進する。

- ①すべての教育活動において、人権の意義・内容や重要性を理解し、自己理解・相互理解を深める活動を進める。
- ②人権教育推進担当を中心に、組織的に推進するとともに、全教職員が人権尊重の理念を理解するために計画的に研修を行う。

(2) 学習指導要領の趣旨をふまえ、授業改善を推進し、確かな学力の向上を図る。

- ①一単位時間における学習のねらいを明確にし、学習状況の達成状況を確実に評価する。生徒の授業の振り返りなどの個人評価を、評価に取り入れる。
- ②言語活動を通して、思考力・判断力・表現力の向上を図り確かな学力と課題解決能力を高める。全教科においてパフォーマンス力を高める発表・報告・コンテスト活動等を行う。
- ③保護者と協力し学年で設定した家庭学習の習慣を定着させる。(家庭学習の定着率 55%)
長期休業期間の家庭学習習慣定着のための取組を行う家庭学習定着を計るための確認テストを年3回実施する。(4・9・1月)

※認定基準 家庭学習取組が80%かつ確認テスト8割以上を満たす

- ④朝の学習活動時間を一層充実させ、ビジョントレーニングなどを活用して学習へのサポートを行い、生徒の自己肯定感を高める授業を進める。(確実に変容を見取る取組の深化を図る。)
- ⑤学校図書館の活用を各教科で図り、読書の活性化につなげていく。(書評会の実施)

(3) 「確かな学力・生きる力」を育成するために、教員の授業力の向上を推進する。

- ①年間を通じて計画的に研修を行い、主体的「対話的」「深い学び」の意味を確実に理解し、様々な授業スタイルを身につける。
- ②新しい評価・評定を確実に進めるために、指導と評価の一体化をさらに目指し、実践する。

(4) 豊かな心を育て、より良い人間関係作りを行う。(あじみこし運動の深化)

- ①全ての生徒が、時と場所と場合に応じて笑顔で挨拶ができるようにする。
- ②言語環境を整え適切な言葉遣いで話し合い活動ができるようにする。
- ③生徒一人一人が自他のよさを認め、自己有用感を高めるとともに、互いに協力する態度を育てる。(学校行事：体育・文化・芸術活動)
- ④全生徒にいじめの実態調査を年間3回実施しいじめの未然防止に努めるとともに、トーキングタイム・SC全員面接を活用し早期発見・早期解決を図る。

(道徳の授業・特別活動の充実)

- ⑤スクールカウンセラーによる1・2年生全員面接を実施するとともに、全ての教員がカウンセリングマインドをもち、生徒指導にあたる。
- ⑥学校施設が教育活動にふさわしい場となるように清掃活動に力を入れる。特に教室の整理整頓に重点を置いて取り組む。(ロッカー、棚、壁面掲示等)

(5) 食事・運動・睡眠などの基本的な習慣を自ら整え、体力の増進や健康であろうとする意識を高める。

- ①保健体育科の授業において体力向上及び運動能力向上に向け、意図的・計画的に学習を進めるとともに、十分な運動量を確保できるような授業改善に取り組む。
- ②一人一人が目標をもちそれに向かって体を鍛え、体力及び運動能力の向上を実感できる取組の充実を図る。

(表現力パフォーマンス・空手演武・オリンピック・パラリンピック推進教育)

- ③給食指導を通じて食育を推進するとともに、各教科での学習、講話により保護者の協力のもとに食に関する関心を高め、児童の健康づくりを推進する。心身の調和ある発達を図る健康教育を進める。食育を推進する。

- ④安全を最優先し、危機管理体制を高める。(栄養士からの日々の情報共有、様々な設定での訓練による防災対応、不審者対応、食物アレルギー対応)
- ⑤生徒の安全意識の向上、安全・安心な学校づくりのため、セーフティ教室、情報モラル講習会、薬物乱用防止教室等の内容充実を図る。
- (6) 学校行事等を通して、達成感・成就感を享受することで自己肯定感を高め、心とからだを鍛える。
 - ①学校行事の実施に当たっては、生徒の自主性を重んじ、企画や運営を可能な限り生徒に委ねる。
 - ②生徒会活動、学級会活動などの生徒の自治的な活動に時間をとり、その体験を通して社会性を養う。
 - ③学校行事を通して、学級・学年・学校の一員であるという帰属意識を育て、頼る頼られる関係を通して自己有用感を高める。
- (7) 特別支援教育の充実をさらに図り、通常学級・固定学級との交流・共同学習を実施する。
 - ①E組との交流・共同学習を実践し、ノーマライゼーションをさらに進める。
 - ②生徒の個性に応じた合理的な配慮を行い、日常的に特別支援教育を推進する。
 - ③適応推進委員会の機能を高め、不登校の解消に積極的に取り組む。
 - ④スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー等との連携を強化し、ユニバーサルデザイン授業など特別支援教育の視点を通常学級の指導に取り入れることで、特別支援教育のさらなる充実を図る。
 - ⑤特別支援学級担任と巡回指導教員との技術交流を推進する。
- (8) 小中一貫教育による「つなぐ・そろえる・つらぬく」9年間義務教育を構築する。
 - ①校区内の小学校と緊密に連携し、計画的な児童・生徒間の交流を通して相互理解を深める。
 - ②区の小中一貫教育研究実践校として南が丘小学校、南田中小学校とともに研究を進め、交流活動や学びの連続性を通じて生徒を育成する。
- (9) 学校を開き、保護者・地域から「信頼され・期待される学校」をめざした学校運営を行う。
 - ①学校評議委員会を中核として地域との連携を広げる。学校関係者評価を行い、結果に基づいて計画的に学校改善を行う。
 - ②保護者会、学校公開日(行事・土曜授業等)に参加しやすくなるよう工夫し、日頃から保護者との連携を心掛け、相互理解を深める。
 - ③学校だより等の各種たよりやホームページ等の広報活動を積極的に行い、保護者・地域への説明責任を果たすとともに、信頼される学校づくりを推進する。
 - ④地域の方々との連携が図れる地域参画活動を積極的に導入することでボランティアマインドの醸成を図る。

5 学校運営について

- (1) 学校教育活動が安全安心な場で進められるよう教職員が一同になり新型コロナウイルス感染症予防に取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防に努めながら、様々な教示・教具を活用して、教育活動が滞ることがないように進める。
- (3) 教職員は自己の人権感覚を磨き、教育公務員としての自覚をもち職務を遂行する。(サービスの厳正、信用失墜行為の禁止、教育課程の適切な実施、守秘義務、争議行為の禁止)。校務の確実な承継を図り資質を高めるための研修としてOJTに取り組む。
- (4) 保護者をはじめとする関係者に対しては、常に誠実で丁寧な対応を心がける。事故発生の際

には迅速かつ的確な対応を行う。(丁寧な電話等の対応、医療機関との連携、保護者への迅速な連絡、適切な引継ぎ、校長、副校長、各主任、養護教諭への確実な連絡と記録・整理)。

(5) 生徒の個人情報適切に管理する。

(6) 分掌や学年分掌においては、常に課題意識をもちながら校務を遂行していく。主幹教諭、主任教諭は適切な進行管理を行う。

(7) 年度末には教職員、保護者、生徒による学校評価を一体となって進め、改善点を明確にする。

6 いじめ・体罰への組織的な取り組み

(1) いじめ根絶に向けての指導の徹底

①「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的な調査による実態の把握と、日頃の学級での見守り、対応を確実に行う。

②生徒の情報交換を確実に行き、全教職員で情報を共有する。いじめの早期発見に努め、いじめを認知したときは「いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに本人、家庭と連携し、適切な対応をとる。状況に応じて関係諸機関と連携を図り、組織的にいじめ問題を早期に解決する。

③トーキングタイムや面談週間、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員などを活用した教育相談活動を通して、変化を捉え、心のケアを行う。

④適応推進委員会を中心にいじめ予防、いじめ対応の教職員の指導力の向上を図る。

⑤スクールカウンセラー、区はいじめ等対応支援チームなどの専門家チームとの連携を深め、常に新しい視点でいじめへの対応ができるように研修を行う。

(2) 体罰根絶に向けての指導の徹底

①人権尊重の精神に基づき、教員一人一人がきめ細やかな生徒理解に徹する。

②生徒指導にあたっては、生徒の心理的受容に努めるとともに客観的な事実の指導は、組織体制のもとに迅速かつ丁寧な対応を行う。